

清水町情報公開条例（平成12年清水町条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(非公開とすることができる公文書)</p> <p>第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧等を拒むことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(非公開とすることができる公文書)</p> <p>第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧等を拒むことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。